

堺市公報 第173号	令和3年6月11日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	14
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	17
<公告>	
○堺市原池公園等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	19
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	28
○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	28
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	28
<南区選挙管理委員会規程>	
○堺市南区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程	
【南区選挙管理委員会事務局】	29

告 示

堺市告示第217号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社クボタ

代表取締役 北尾 裕一

大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社クボタ 堺臨海工場

堺市西区築港新町3丁8番

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 63号イ 焼入れ施設
1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

- ア 種類及び使用開始年月日
別表2のとおり
- イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法
別表2のとおり
- ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動
別表2のとおり
- エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値
別表2のとおり
- オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値
別表2のとおり

- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年6月11日から同年7月2日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類	63号イ 焼入れ施設 (加熱-10)		
能力	焼入本数:380本/日		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時30分及び20時～6時30分、21時間/日		
使用時間の季節的変動	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常 最大
	pH	-	7.5 7.5
	BOD	mg/l	16,000 16,000
	COD	mg/l	63,000 63,000
	SS	mg/l	130 130
	油分	mg/l	200 200
	T-N	mg/l	2,200 2,200
T-P	mg/l	3 3	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量	m ³ /日	0.1 (排水は全量 業者委託処理) 0.1 (排水は全量 業者委託処理)	

別表2

種類	浄化槽-1		浄化槽-2		
	使用開始年月日	平成4年11月1日	令和3年2月19日		
構造	鉄筋コンクリート造り		RC造及びFRP製		
能力	110m ³ /日		110m ³ /日		
汚水等の処理の方法	膜分離活性汚泥処理		膜分離活性汚泥処理		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		連続24時間		
使用時間の季節的変動	なし		なし		
区分	単位	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
pH	-	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD	mg/l	680	8	900	12
COD	mg/l	200	15	250	20
SS	mg/l	250	5	300	10
油分	mg/l	73	3	90	3
T-N	mg/l	71	40	90	50
T-P	mg/l	8	3	8	4
大腸菌類	個/ml	-	0	-	300
使用時における当該汚水等の処理施設による当該汚水等の処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	95	95	110	110

別表3

排水口名	種類・項目		No.1排水口	
	通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	pH	-	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD	mg/l	9.0	11.0
	COD	mg/l	12.5	15.0
	SS	mg/l	7.5	10.0
	油分	mg/l	3.0	3.0
	T-N	mg/l	25.0	30.0
	T-P	mg/l	2.0	2.5
	大腸菌類	個/ml	<3000	<3000
	排水水の量	m ³ /日	190	220

堺市告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月11日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
安田皮フ科	堺市南区桃山台2-3-4 ツインビル桃山パート1-103	令和3年5月1日
ひらつか整形外科医院	堺市南区原山台2-2-1 トナリエ 梅・美木多1F	令和3年5月10日
きのうち腎泌尿器科クリニック	堺市西区鳳南町3-218-1 101	令和3年5月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
DONデンタルクリニック	堺市南区御池台2-11-17	令和3年5月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
スギ薬局堺深井調剤店	堺市中区深井沢町3405	令和3年5月1日
はなまる薬局梅・美木多店	堺市南区原山台2-2-1 トナリエ 梅・美木多1F	令和3年5月1日

エムケー薬局	堺市中区深井清水町3285 スギモトビル1階	令和3年4月1日
ウエルシア薬局堺深井沢町店	堺市中区深井沢町3237	令和3年5月1日
エコ薬局鳳公園前店	堺市西区鳳南町3-218-1 102号	令和3年5月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
ソフィア訪問看護ステーション堺中央	堺市中区深井沢町3118 MSセカンドビル2階	令和3年5月1日



堺市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月11日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
みやざき眼科	堺市南区茶山台1-3-1 パンジョ専門店街2階	令和3年3月30日
夏目眼科クリニック	堺市堺区田出井町1-1-1 106号室	令和2年1月14日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
----	-----	-------

清水歯科医院	堺市西区浜寺石津町中3-4-19	令和2年12月22日
--------	------------------	------------

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
エムケー薬局	堺市中区深井清水町3318	令和3年3月31日
三原薬局	堺市南区三原台3-1-7	令和3年3月31日

4 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
オレンジ訪問看護ステーション	堺市西区草部1118-3	平成28年4月30日
ラック訪問看護ステーション	堺市堺区北三国ヶ丘町7-2-14	平成28年7月31日

堺市告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月11日

堺市長 永藤英機

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
りゅうじん訪問看護ステーション泉北	堺市南区槇塚台3-1-15	堺市南区和田711-145	令和3年4月26日

ケアサービスはるかぜ訪問看護ステーション	堺市西区草部230-4	堺市西区鳳中町5-153-1 ラウレア鳳201号	令和3年2月1日
----------------------	-------------	-----------------------------	----------

堺市告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	藤沢小児科	堺市南区城山台3-3-4	令和3年3月31日
訪問リハビリテーション	藤沢小児科	堺市南区城山台3-3-4	令和3年3月31日
訪問看護	藤沢小児科	堺市南区城山台3-3-4	令和3年3月31日
居宅療養管理指導	清水歯科医院	堺市西区浜寺石津町中3-4-19	令和2年12月22日
居宅療養管理指導	有限会社伊東薬局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通152 ジョルノビル1F	平成28年3月31日
居宅療養管理指導	三原薬局	堺市南区三原台3-1-7	令和3年3月31日
居宅療養管理指導	エムケー薬局	堺市中区深井清水町3318	令和3年3月31日
通所介護	老人デイサービスセンター結いの里	堺市西区浜寺石津町西5-11-21	令和3年3月31日

堺市告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月11日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
介護予防訪問サービス	耳原ヘルパーステーションともうず大浜	堺市堺区新在家町西3-1-10 新在家ビル2階27号	令和3年3月31日
訪問介護	耳原ヘルパーステーションともうず大浜	堺市堺区新在家町西3-1-10 新在家ビル2階27号	令和3年3月31日

堺市告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	ケアサービスはるかぜ訪問看護ステーション	堺市西区草部230-4	堺市西区鳳中町5-153-1 ラウレア鳳201号	令和3年2月1日
訪問看護	ケアサービスはるかぜ訪問看護ステーション	堺市西区草部230-4	堺市西区鳳中町5-153-1 ラウレア鳳201号	令和3年2月1日
介護予防訪問看護	りゅうじん訪問看護ステーション泉北	堺市南区槇塚台3-1-15	堺市南区和田711-145	令和3年4月26日
訪問看護	りゅうじん訪問看護ステーション泉北	堺市南区槇塚台3-1-15	堺市南区和田711-145	令和3年4月26日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーションひよこ	堺市北区中百舌鳥町3-345-1-106	堺市北区長曾根町665-7 エーデルハイム201	令和3年3月1日
訪問介護	ヘルパーステーションひよこ	堺市北区中百舌鳥町3-345-1-106	堺市北区長曾根町665-7 エーデルハイム201	令和3年3月1日

堺市告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
新谷 章悟	ライク鍼灸院深井院	堺市中区深井沢町3353 402号	令和3年4月26日
浅川 貴紀	鶴鍼灸院	堺市堺区南島町1-10-4	令和3年3月1日

堺市告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月11日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
山中 秀次	らいふマッサージ治療院堺南店	堺市南区御池台4-8-5	令和3年4月30日

堺市告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
大阪和泉南線	西区鳳東町5丁456番6地先	旧	17.40 21.80	17.00	F0030
	西区鳳東町5丁456番1地先	新	17.40 21.80	17.00	
平尾鳳停車場線	西区鳳東町5丁456番1地先	旧	7.60 11.50	315.00	F0210
	西区鳳東町1丁23番30地先	新	18.00 73.00	315.00	
鳳東鳳南2号線	西区鳳東町1丁23番30地先	旧	3.80 17.00	705.00	*0210
	西区鳳南町3丁199番14地先	新	18.00 56.40	705.00	
鳳南上1号線	西区鳳南町3丁199番14地先	旧	5.50	73.00	*0550
	西区鳳南町3丁199番114地先	新	18.00	73.00	
鳳東4号線	西区鳳東町4丁307番7地先	旧	2.30 3.40	17.92	*0215
	西区鳳東町4丁315番地先	新	4.00 4.80	17.92	
鳳東17号線	西区鳳東町1丁23番30地先	旧	2.80 3.40	0.71	*0228
	西区鳳東町1丁23番30地先	新	2.80 3.40	0.71	
石津上線	西区鳳東町1丁1番2地先	旧	5.40 6.50	62.26	02022
	西区鳳東町1丁7番30地先	新	8.30 9.50	62.26	



堺市告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧
に供する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
中村5号線	北区中村町337番5地先	旧	3.98 4.49	27.50	f0133
	北区中村町337番6地先	新	5.98 6.49	27.50	
鳳中11号線	西区鳳中町7丁244番1地先	旧	2.70	10.55	f0157
	西区鳳中町7丁244番1地先	新	3.35	10.55	

公 告

堺市公告第334号

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び第20条第1項第2号並びに堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、堺市原池公園等の開館（場）時間、休館（場）日及び利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第19条第3項（同条例第20条第2項において準用する場合を含む。）及び堺市公園条例第31条第3項（同条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

第1 堺市原池公園体育館等の開館（場）時間及び休館（場）日

1 開館（場）時間

原池公園体育館：8時30分から21時30分まで

原池公園野球場：8時45分から21時30分まで

原池公園スケートボードパーク：8時45分から21時00分まで

陶器スポーツ広場：5月～8月 8時から19時まで

4月・9月 8時から18時まで

10月～3月 8時から17時まで

2 休館（場）日

原池公園体育館：12月29日から翌年1月4日まで

毎月第4火曜日（11月・12月は第3火曜日）

10月第1週目の土曜日及び日曜日

原池公園野球場：12月29日から翌年1月4日まで（芝生養生等のため、適宜休場日を設定）

原池公園スケートボードパーク：上記原池公園体育館と同じ

陶器スポーツ広場：テニスコート 12月30日から翌年1月4日まで

野球場 12月29日から翌年1月4日まで

第2 堺市原池公園等の利用料金

1 原池公園体育館

1-1 体育館専用(団体)利用料金

(単位：円)

種別	区分		午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:00	9:00 ～ 15:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	15:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	
			大アリーナ	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500	23,800	14,600
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150
	休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360	
		生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180	
	2/3面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200
		生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
	休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640	
		生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
	1/2面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300
		生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150	
	休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360	
		生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180	
	1/3面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
	休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
中アリーナ	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
	休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	
	休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220	
		生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020	
小アリーナ	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850	
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	
	休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220	
		生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020	
多目的室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
	休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	

研 修 室	休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
		生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
	全面	平日	1,000	800	800	2,300	1,800	2,600	1,600	3,900	3,100	4,900
		休日等	1,200	960	960	2,760	2,160	3,120	1,920	4,680	3,720	5,880
	1/2 面	平日	500	400	400	1,150	900	1,300	800	1,950	1,550	2,450
		休日等	600	480	480	1,380	1,080	1,360	960	2,340	1,860	2,940

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間（5月15日～10月15日、12月1日～3月20日）は、当該使用区分に係る金額の4割の額（休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における基本料金の4割の額）を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号又は第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 体育館共用（個人）利用料金

(単位：円)

共用使用 (※トレーニング室を除く。)	1人1種1回 一般220円 生徒・障害者・60歳以上 110円
------------------------	---------------------------------

備考

- (1) この表において「生徒」の区分は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が使用する場合に適用する。
- (2) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (3) この表において「障害者」とは、次のいずれかに該当する者とその介助者1人に適用する。
 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164条）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者及び精神保健所及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-3 トレーニング室利用料金

(単位：円)

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1人1月	月額 4,600
平日定期利用	1人1月	月額 4,100
一時利用	1人1回	1,020

備考

- (1) この表において「全日定期利用」とは、休日等にも利用することができる定期利用をいう。
- (2) この表において「平日定期利用」とは、休日等を除く平日のみ利用することができる定期利用をいう。
- (3) 全日定期利用において、満60歳以上の者が利用する場合においては、この表にかかわらず、利用料金を月額4,100円とする。
- (4) この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。

1-4 体育館附属設備利用料金

(単位：円)

種類	単位		利用料金
バスケットボール器具	1式	1回	500
バレーボール器具	1式	1回	300
バドミントン器具	1式	1回	100
ハンドボール器具	1式	1回	500
卓球器具	1式	1回	100
ソフトテニス器具	1式	1回	300
硬式テニス器具	1式	1回	500
マイク	1本	1回	500
音響	1式	1回	500
放送設備	1式	1回	3,050
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
フロアシート	1枚	1回	50
コインロッカー	1か所		50
ウレタンマット（厚）	1枚	1回	500

アーチェリー器具	1式	1回	1,010
レクリエーション器具	1式	1回	2,030
バスケットボール用オフィシャル	1式	1回	500
フットサル器具	1式	1回	500
インディアカ器具	1式	1回	100
ソフトバレーボール器具	1式	1回	100
バレーボール用審判台	1台	1回	200
バレーボール用線審旗	1組	1回	50
バレーボールタイムアウト要求器	1台	1回	500
バスケットショットタイマー	1組	1回	500
ストップウォッチ	1個	1回	100
スポーツタイマー	1台	1回	500
液晶式特典表示板(3連式)	1組	1回	1,520
ファウル表示器	1式	1回	500
多目的審判台	1台	1回	100
得点板	1台	1回	100
卓球用得点板	1台	1回	50
卓球フェンス	1枚	1回	30
マット(短)	1枚	1回	0
移動用量	1枚	1回	0

備考

- (1) 長机5脚まで、椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) 長机・椅子の下に敷くフロアシートは、利用料を徴収しない。
- (3) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし午後1(午後1時から午後3時まで)又は午後2(午後3時から午後5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

1-5 体育館附属設備利用料金(セットで利用する場合)

(単位:円)

種類		単位		利用料金	内容
バスケット器具	練習用	1式	1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用	1式	1回	1,010	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用	1式	1回	300	ポール・ネット1組、得点板1台
	試合用	1式	1回	500	ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用	1式	1回	100	ポール・ネット1組
	試合用	1式	1回	200	ポール・ネット1組、審判台1台、得点板1台、線審用椅子2台
卓球器具	練習用	1式	1回	100	卓球台、ネット1組、防球ネット4枚

	試合用	1式	1回	200	卓球台、ネット1組、防球ネット6枚、得点板1台
ソフトテニス器具		1式	1回	300	ポール・ネット1組、審判台1台
硬式テニス器具		1式	1回	500	ポール・ネット1組、審判台1台
ハンドボール器具		1式	1回	500	ゴール1組、得点板1台

備考 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし午後1（午後1時から午後3時まで）又は午後2（午後3時から午後5時まで）の使用についても、それぞれ「1回」とする。

2 陶器スポーツ広場

2-1 陶器テニスコート利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

(単位：円)

種別	区分	8:00～	9:00～	11:00～	13:00～	15:00～	17:00～	17:00～
		9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	18:00	19:00
陶器テニスコート	1面 一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
	生徒等	305	610	610	610	610	305	610

2-2 陶器テニスコート共用（個人）利用料金

(単位：円)

共用使用	1人2時間	利用料金
		110

2-3 野球場利用料金

営業時間は、4月及び9月は8時から18時まで、5月～8月は8時から19時まで、10月～翌年3月は8時から17時までとする。

(単位：円)

種別	区分	8:00～	9:00～	11:00～	13:00～	15:00～	17:00～	17:00～
		9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	18:00	19:00
陶器野球場	1面 一般	1,010	2,020	2,020	2,020	2,020	1,010	2,020
	生徒等	505	1,010	1,010	1,010	1,010	505	1,010

備考

(1) 「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

(2) 利用料金の17:00～18:00の使用区分は、4月及び9月における利用に限り適用する。

(3) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該利用料金の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3 原池公園スケートボードパーク

3-1 スケートボードパーク専用（団体）利用料金

(単位:円)

種別	区分	利用料金
原池公園スケートボードパーク	全日	51,000

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合にあっては、前号の額。次号及び第5号において同じ。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3-2 スケートボードパーク共用（個人）利用料金

(単位:円)

種別	区分	利用料金	
原池公園スケートボードパーク	1人1回	大人	510
		小人（小・中学生）	310
		入場のみ	200

備考 この表において「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。

4 原池公園野球場

4-1 野球場専用（団体）利用料金

(単位:円)

種別	区分	利用料金					
		9:00 ～11:00	11:00 ～13:00	13:00 ～15:00	15:00 ～17:00	17:00 ～19:00	19:00 ～21:00
グラウンド	1面 一般	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200
	生徒等	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
屋内練習場	1室	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
屋内ブルペン	1室	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	1/2室	700	700	700	700	700	700
会議室	1室	800	800	800	800	800	800
更衣室	1室	200	200	200	200	200	200

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の2倍の額を徴収する。ただし、屋内練習場、屋内ブルペン、会議室及び更衣室は、この限りでない。
- (3) この表において「生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合

イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合

- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間みなす。)につき、基本料金(第1号又は第2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、第4号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

4-2 野球場附属設備等利用料金

(単位:円)

種類	単位		利用料金	補足
放送設備	1式	1時間	950	
スコアボード	1式	1時間	1,300	
照明	1式	1時間 全点灯	9,100	点灯時~消灯時(30分以上1時間未満は1時間とする)
		1時間 6割点灯	5,450	
ピッチングマシン	1式	1時間	250	
貸ロッカー	1か所	1日	500	

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の利用料金は、基本料金に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) この表において「1日」とは、午前9時から翌日午前9時までとする。

5 その他利用料金

(単位:円)

種別	単位	金額
露店営業その他これに類する目的とする使用 (キッチンカー、屋台等)	使用面積1平方メートルにつき1日	100
広告宣伝又は放送の目的とする使用 (フェンス等へのバナー掲示、ラジオ収録等)	使用面積1平方メートルにつき1日 (園地部分)	400
	使用面積1平方メートルにつき1日 (スポーツ施設部分)	0
業として撮影の目的とする使用 (テレビロケ、写真撮影、婚礼写真等)	1回(2時間以内)につき	7,700
競技会、集会その他これらに類する目的とする使用 (集会、テント等)	使用面積1平方メートルにつき1日	23
その他の使用		23



堺市公告第335号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和3年5月27日 第E-4号
- 2 対象区域 堺市堺区南瓦町28番4、29番1及び地先里道

堺市公告第336号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和3年5月27日 第E-5号
- 2 対象区域 堺市堺区南瓦町28番4、29番1の一部及び地先里道
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市北区百舌鳥西之町二丁192番1から192番8まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
ファースト住建株式会社
代表取締役 中島 雄司

南区選挙管理委員会規程

堺市南区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年6月11日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 乾 進

堺市南区選挙管理委員会規程第2号

堺市南区選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

堺市南区選挙管理委員会に関する規程（平成18年南区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第194条」を「法第194条」に改める。

第17条中「第189条第3項」を「法第189条第3項」に改める。

第19条に次の1項を加える。

- 3 委員長は、災害その他やむを得ない事由により、定例会を開催することができないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、定例会の開催を中止することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。